

## 甲府市農業委員会 7月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年7月28日（金曜日）午後2時30分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男    2 番 小松 芳彦    3 番 菊島 建    4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子    6 番 關野 登    7 番 田中 由美    8 番 後藤 良仁  
9 番 土屋 三千雄    10 番 越石 和昭    11 番 小澤 博    12 番 山村 忠弘  
13 番 雨宮 洋文    14 番 末木 瑞夫    15 番 矢崎 正勝    16 番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆    2 番 萩原 斉    3 番 植田 泰    4 番 山本 光信  
5 番 平澤 友良    6 番 山本 俊一    7 番 杉原 正芳    8 番 松木 正治  
9 番 小池 厚    10 番 二宮 茂徳    11 番 大森 由彦    12 番 佐野 満  
13 番 齊藤 藤雄    14 番 金丸 輝男    15 番 若尾 忠昭    16 番 亀井 智  
17 番 池谷 幸男    18 番 長田 茂季

4. 欠席委員

【農業委員】（0名）

【農地利用最適化推進委員】（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 中村 勝  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 牧野 公治  
主 任 平山 あす香

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和5年8月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時30分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和5年7月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会7月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、7月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、9番の土屋 三千雄委員と10番の越石 和昭委員にお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第3条許可申請は、有償移転が4件ございまして、3条の資格要件を満たしております。

最初に、議案書1ページの1番、地図は1ページの3条 NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は宅地、西面は農地、南面は道路となっております。

譲受け人は、〇〇に伴い、申請地〇〇側の〇〇に〇〇し、〇〇を習得するため、申請地を取得したいとのことであります。

申請地には、〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は道路、西面、北面、南面は農地となっております。

譲受け人は、申請地〇〇側に隣接する農地を所有し、現在耕作しておりますが、申請地の所有者が〇〇が困難となってしまったことから、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、〇〇する計画であります。

続きまして、議案書3、地図は3ページの3条NO.3、5条NO.12～NO.21をご覧ください。

赤くなっているところが、本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面、北面は農地、西面は農地及び宅地となっております。

譲受け人は、申請地〇〇側に隣接する農地を所有し、現在耕作しておりますが、その〇〇側の農地の一部を、後ほど5条の案件で審議していただく、同地図記載の5条NO.12～NO.21の、青い部分を、〇〇に伴う〇〇として、〇〇するため、その〇〇した面積と同じ面積の農地を取得したいとのことであります。

譲受け人の経営面積は、〇〇㎡であり、申請地には〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書2ページの4番、地図は4ページの3条NO.4をご覧ください。  
申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の全方面はすべて〇〇となっております。

譲受け人は、〇〇しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の 4 条許可申請は、2 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 5 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであります。

申請地の東面は農地、西面は甲府市道、南面は宅地、北面は共同住宅となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地〇〇側に隣接する〇〇を所有しておりますが、その〇〇の〇〇が〇〇していること、また、〇〇から〇〇があることから、申請地を〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は〇〇を施し、雨水は地下浸透処理とする予定であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、6 ページの 4 条 NO.2 をご覧ください。横版で、少し見づらくて申し訳ありませんが、申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであります。

申請地の東面、北面は農地、西面は甲府市道、南面は宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地〇〇側に居住しており、申請地を〇〇として利用したいとのことですが、昭和〇〇年から、農地転用の許可の手続きを〇〇してきたことから、これを〇〇する必要があるため、今回、〇〇による申請となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 19 件、賃貸借が 2 件、合計 21 件ございます。最初に、議案書 4 ページの 1 番、地図は、7 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は神社用地、西面、南面は道路となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地〇〇側の〇〇であります。昨今、〇〇が増加しており、現在の〇〇だけでは不足していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことあります。

なお、〇〇は〇〇し、雨水は地下浸透処理とする予定であります。

続きまして、議案書 2 番から、5 ページ 5 番までは関連案件になります。

地図は 8 ページの 5 条 NO. 2～NO. 5、5 条 NO. 6 をご覧ください。

地図は向かって左の方が本案件になります。右の NO. 6 はこの後の案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は道路、西面は宅地、南面は宅地及び道路、北面は雑種地となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

譲受け人は、同じ〇〇で〇〇している〇〇であり、その〇〇が現在使用している〇〇を返却することとなり、〇〇で新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件

及び利便性に適していることから、申請地を取得し、申請人が経営する〇〇に〇〇として貸したいとのことであります。

なお、〇〇には、〇〇などを置く予定であります。

続きまして、議案書 6 番、地図は今見ていただいた、向かって右側の 5 条 NO. 6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面、南面、北面は道路となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り人は、同じ〇〇で〇〇している〇〇であり、貸し人はその〇〇の〇〇であります。借り人である〇〇の現在の〇〇を返却することとなるため、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇には、〇〇を置く予定であります。

続きまして、議案書 6 ページの 7 番、地図は 9 ページの 5 条 NO. 7 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は道路、西面、北面は農地、南面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り人は、近隣で〇〇しておりますが、現在の〇〇を返却することとなり、〇〇で新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

なお、転用後は〇〇として使用する予定であります。

続きまして、議案書 8 番から 7 ページ 11 番までは関連案件となります。

地図は 10 ページの 5 条 NO. 8～NO. 11 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地及び雑種地、西面、南面は雑種地、北面は農地及び山林となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇しており、〇〇により、現在の〇〇だけでは不足しており、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

なお〇〇には、〇〇などを置く予定であります。

続きまして、議案書 12 番から 10 ページの 21 番までは関連案件になります。

地図は、すみません、戻っていただいて、3 ページの 5 条 NO. 12 から NO. 21 をご覧ください。

先ほど 3 条でも少しふれましたが、申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地及び甲府市道、西面は農地、南面は農地及び宅地、北面は店舗となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定でございます。

また、〇〇し、〇〇に帰属いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1,000 m<sup>2</sup>以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 m<sup>2</sup>未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 11 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

12 ページから 17 ページまでは、6 月 16 日から 7 月 7 日までに受理しました、市街化区域における 農地法第 4 条及び第 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 3 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号令和 5 年 8 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 4 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第 4 号及び報告第 4 号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 1 件、再設定 3 件、計 4 件の申し出がありました。

議案書 18 ページの表は、新規設定です。

中道南地区からの申し出があり、合計面積は 1,400 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 63,711 m<sup>2</sup>、達成率は 53%です。

続いて 19 ページの表は、再設定です。

甲運・山城・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 4,777 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 54,350 m<sup>2</sup>、達成率は 14%です。

20 ページ 1 番は新規設定です。

20 ページ 2 番から 21 ページ 4 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 22 ページをご覧ください。

今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

議案第 4 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 4 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号の案件については、決定して参ります。

また、報告第 4 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、7 月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後 3 時 30 分 閉会